

「青森県緊急被ばく医療マニュアル」における
初期～三次被ばく医療機関の役割

- 初期被ばく医療機関
傷病者への救急診療、除染等の初期診療を行い、必要に応じて、二次、三次被ばく医療機関への搬送を判断する。
- 初期被ばく医療協力支援機関
原子力施設の周辺住民等から汚染検査等の要望があった場合には、汚染検査や健康相談等を行い、放射線被ばく等に対する不安の軽減・解消を図る。
また、必要に応じて、傷病者への救急診療や除染等の初期診療を行う。
- 二次被ばく医療機関
汚染の残存する者および相当程度被ばくしたと推定される者等について、精密な医学的診断や除染等の処置および入院治療を行う。
- 三次被ばく医療機関
初期・二次被ばく医療機関での処置の結果、さらに、放射線被ばくによる障害の専門的診断、治療が必要とされる者等について、専門的診断や入院治療等を行う。